

「障害者の福祉的就労と日中活動サービスの支援のあり方について
—個別支援の充実と社会参加を目指して 2023—」

「自己点検チェックのためのガイドラインとチェックリスト」について

2023年10月4日

岡田 裕樹

(社会福祉法人清水基金／
国立のぞみの園客員研究員)

生活介護・就労継続支援B型の現状

●生活介護、就労B型は事業所数が増加している

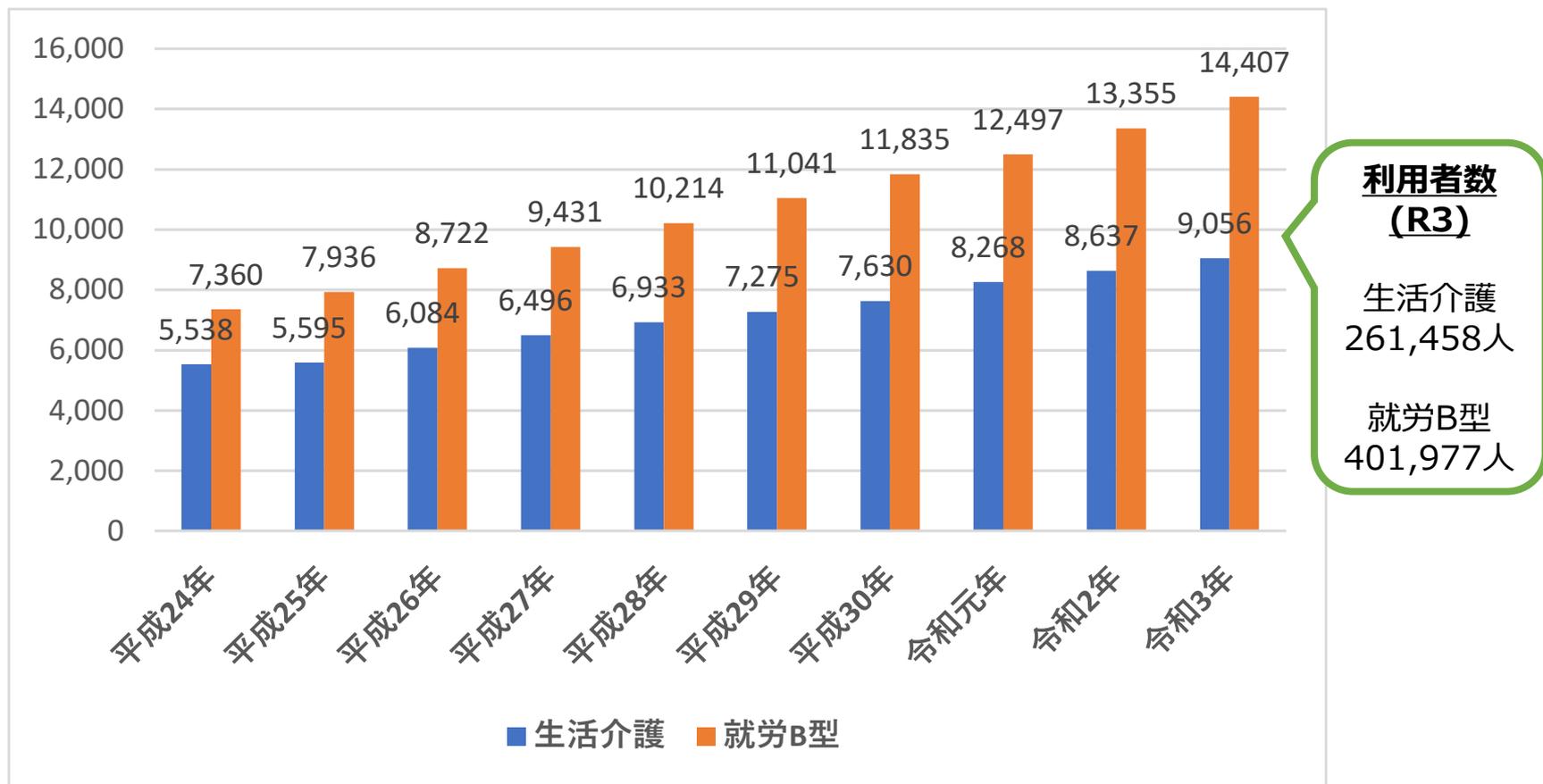


図1 事業所の推移（平成24年～令和3年）

※障害者支援施設の昼間実施サービスを除いた数値

生活介護・就労継続支援B型の現状

●新しい事業所の増加

- 生活介護通所系、就労B型で「NPO法人」「営利法人」が運営主体の事業所が増加傾向

●高齢の利用者の支援

- 65歳以上の利用者数 生活介護 16,872人(9.8%) ➡ 41,174人(14.0%)
(平成23年➡令和3年) 就労B型 4,716人(3.9%) ➡ 24,224人(8.3%)

(国保連データより)

●重度、多様な障害のある利用者の支援

- 生活介護は、区分5又は区分6の利用者が全体の70%以上を占めており、区分6の利用者の割合が増えている。
- 就労B型は、利用者の高齢化と共に、高次脳機能障害や若年性認知症のある利用者への支援が報告されている。

- 
- 全国規模の調査の実施による生活介護、就労B型の実態把握
 - 「サービスの質の評価方法及び指標の提案」と、「先駆的な事例の収集と取りまとめ」

➡ガイドライン作成

(文献) 厚生労働省(2021) 社会保障審議会障害者部会資料「高齢の障害者に対する支援等について」

厚生労働省(2020) 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第18回資料「生活介護に係る報酬・基準について<論点等>」

厚生労働省(2020) 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第15回資料「就労継続支援に係る報酬・基準について<論点等>」

研究の全体像

実施した調査（平成29年度～平成30年度）

- ・障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究（平成29年度）
- ・障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究（平成30年度）

事業所アンケート調査

- ・全国の就労B、生活介護の実態把握、課題の抽出。
- ➔利用者（高齢、多様な障害…）、運営（人材不足、送迎の負担…）、地域の問題など

事業所ヒアリング調査

- ・全国の事業所を訪問調査し、実践内容や地域との関係等を把握。

自治体アンケート調査

- ・都道府県・政令市・中核市における、就労B、生活介護の実地指導監査の状況、地域からの問い合わせ、事業の課題等の実態把握。

研究検討委員会

- ・研究計画の検討
- ・調査結果の分析、考察
- ・研究全体への助言等

ガイドライン作成WG

事例集作成WG

本研究の成果物

ガイドライン

実践事例集

自己点検
チェックリスト

障害ある人たちを支援する
うえでの基本的な姿勢や
事柄、守るべきもの、役割

事業所において参考となる
実践、事例の収集

自分たちで評価する、確認するためのツール

自己点検チェックのためのガイドライン案

【作成の経緯】

- アンケート、ヒアリング調査等の結果を踏まえ、研究検討委員会、ガイドライン作成WGを中心に議論
- 先行資料として、平成27年に厚労省より定められた「放課後等デイサービスガイドライン」を参考にした
- 「総則」「設置者・管理者向け」「サービス管理責任者向け」「従業者向け」の4本の柱を骨子とした素案を事務局で作成
- 素案を基に、検討委員会やWG会議等での意見を踏まえてガイドライン案のコンセプトを以下の4点にまとめ、具体化を進めた

自己点検チェックのためのガイドライン案

【コンセプト】

- 特別なものを求めるのではなく、障害ある人たちを支援するうえでの基本的な姿勢や事柄、守るべきもの、役割などを示す
- 利用者の主体的な生活と自己実現、利用者の権利・利益の保障、地域への社会参加の実現など、生活介護、就労 B 型共通の役割として明記する
- 「仕事だけではない、やりがいや地域社会への参加、貢献の機会を創ることを示す
- 実践する上での指針となり、自分たちの支援を振り返る自己点検のためのツールとなるものとする

自己点検チェックのための生活介護事業ガイドライン案

1. 総則

(2) 基本的役割

- 利用者の心身の健康の維持・増進のための支援
- 利用者の主体的な生活と自己実現を目指した支援
- 利用者の社会参加の機会の保障
- 利用者の権利と意思決定の保障

(3) サービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

① 基本的姿勢

生活介護事業所は、利用者一人ひとりの個別支援計画に沿って、利用者の心身の健康の維持・増進のための日常生活の支援を保障しながら、提供する諸活動によって喜びややりがいを享受し、友人や支援者等との対人関係を構築し、地域社会とのつながりのなかで、利用者の自己実現のための主体的な生活を送るための場として、サービスを提供するものである。

②基本活動

自立支援と日常生活の充実のための支援

創作的活動

生産活動

利用者の心身の状況に応じた支援

障害の状態像に応じた支援

社会参加・地域交流の機会の提供

地域の状況やニーズに応じた支援

社会生活のための支援



自己点検チェックのための就労継続支援B型事業ガイドライン案

1. 総則

(2) 基本的役割

- さまざまな就労ニーズに対応するための支援
- 利用者の主体的な生活と自己実現を目指した支援
- 利用者の心身の健康の維持・増進のための支援
- 利用者の社会参加の機会の保障
- 利用者の権利と意思決定の保障

(3) サービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

① 基本的姿勢

就労継続支援B型事業所は、利用者一人ひとりの個別支援計画に沿って、利用者の日常生活及び社会生活の支援を保障しながら、利用者が生産活動を主とした諸活動によって、働くうえで必要な知識や技術の向上及び喜びややりがいの享受、友人や支援者との対人関係の構築等を目指し、地域社会とのつながりのなかで、社会の中での役割の創出、利用者の生きがい、自己実現のための主体的な生活を送るための、生活の質の向上を保障する場として、サービスを提供するものである。

②基本活動

自立支援と日常生活の充実のための支援

生産活動及び工賃の向上

利用者の特性や状態に応じた支援

地域の状況やニーズに応じた支援

生産活動を通じた地域における経済活動のための支援

社会生活のための支援



基本活動（※生活介護ガイドラインより）

ア) 自立支援と日常生活の充実のための活動

利用者がサービスを利用することで、心身機能の維持、向上、創作的活動や生産活動等の諸活動を通して楽しみややりがいを感じること、さらに友人や支援者等との交流を通して対人関係や活動の幅が広がることを目指して支援を行う。これらの支援においては、利用者の主体的な行動を促進し、利用者の自己実現と自立を目指した支援を行う。

オ) 障害の状態像に応じた支援

生活介護の利用者の、身体障害、知的障害、精神障害、さらに発達障害や高次脳機能障害、難病など多様な障害特性に応じて、居住空間や支援プログラムの作成、コミュニケーション支援等において、利用者が安心して過ごしやすい環境を整えることが重要である。

カ) 社会参加・地域交流の機会の提供

障害があることで社会生活上の行動範囲や経験が制限されることがないよう、社会経験の幅を広げていく。特に、地域社会への参加、交流の機会を提供し、地域のなかで安心して生活できる環境を作ることを行う。障害者が地域の担い手の一人として地域社会を創っていく地域共生社会の実現に寄与することを目指すことが重要である。

POINT（運営にかかわること）

● 組織運営管理（総則）

- 法令遵守（コンプライアンス）
- 様々なリスクへの備えと対応

● 働く環境の整備（設置者・管理者）

- 従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう労働環境の整備に努める

● 外部評価等の導入（設置者・管理者）

- 第三者による外部評価の導入等を通じて常にその改善を図る

● 利用者の声の反映（設置者・管理者）

- 利用者の意向等の把握

● チーム実践の実現（サービス管理責任者）

- チームとしての実践が可能となるようマネジメントする

POINT（支援にかかわること）

● 基本姿勢（従事者）

- ・利用者一人ひとりが事業所での生活や活動を通して、喜びややりがいを感じることや、希望や目標を持つこと、強みや得意なことを活かすことなどを支援の基本姿勢としながら、日々の支援を提供すること

● 個々の特性の把握とアセスメント（総則）

- ・「利用者一人ひとりの障害特性や心身の状況等を把握し、さらに利用者一人ひとりのニーズや希望する生活について理解するための適切なアセスメントを行うこと」

● 個別支援計画の充実（サービス管理責任者）

- ・「本人中心支援計画（person-centered planning）」の観点から、利用者の意思決定を尊重し、利用者本人が主体となって活動を行なうための目標や支援方法を提示
- ・利用者の希望する生活やプログラム、将来の目標など、利用者本人のニーズを明確化し、適切に把握する

● 個々の特性への配慮（従事者）

- ・障害種別に応じて、情報伝達や設備・備品への配慮、情報伝達のための手話、絵カード等の活用や、安心できる部屋の整備、見通しが持ちやすい時間の設定等の支援

POINT（支援にかかわること）

● 仕事の環境への配慮（サービス管理責任者）

- 設備、従業者等の状況を総合的に勘案し、適切な作業環境、生活環境が確保されるよう、利用定員の規模や室内のレイアウトに心を配り…

● 就労への希望に対する支援（サービス管理責任者）

- 一般就労や、就労移行支援、就労継続支援 A 型等への移行についての希望を把握し、就労の実現に向けた取り組みについて利用者と確認し、具体的に支援を進めていく

● 働くことの喜び、やりがいづくり（従事者）

- 利用者一人ひとりが働くことの喜びややりがいを感じることや、希望や目標を持つこと、強みや得意なことを活かすことなどを支援の基本姿勢としながら、日々の支援を提供する

自己点検チェックリスト案

- ガイドライン案の趣旨を理解し、実践できているかを確認するためのツールとして作成
- 項目の内容は、ガイドライン案において具体的に記載されている対応箇所をあわせて示し、連動して活用できるものとして作成
- 管理者、サービス管理責任者、従業者いずれかだけではすべての項目をチェックできない内容



それぞれの事業所のなかで、職種や立場は関係なく、自分たちの支援を振り返る、意見を交換しあうための素材になることを狙いとして作成



自己点検チェックリスト案の概要

- 10の大項目に、それぞれ5問ずつ、全部で50問のチェック項目を設定
- 各項目を「できている」「あまりできていない」「概ねできている」「できていない」の4件法で評価
- 全項目の評価は、「自己点検チェックチャート」に図として反映され、自分たちの事業所の取り組めている点、課題点などが視覚化される
- 各項目について、具体的に記載されているガイドライン案の対応箇所をあわせて示し、連動して活用する

自己点検チェックリスト案（例：生活介護）

チェック項目	評価 (1~4を記入)
I サービス提供方針を明確にしている	18
① 利用者を主体とした支援を行なっている。	4
② 利用者の意思を尊重し、利用者自身の自己決定の機会を保障している。	3
③ 運営規程や活動内容、個別支援計画等の内容について、利用者に正しく説明を行い、同意を得ている。	4
④ 利用者の社会参加の機会を保障している。	3
⑤ 障害者福祉に関する法令、人権、労働、社会保障、消防等事業の運営に係るすべての関係法令を遵守している。	4
II 社会参加・地域連携に取り組んでいる	5
① 利用者が地域社会に参加し、役割を担い、社会経験の幅を広げる機会を作っている。	1
② 利用者の希望や障害特性に応じ、地域社会につながる生産活動または創作的活動を行なっている。	1
③ 事業所内の活動にとどまらず、地域の社会資源を活用した支援に取り組んでいる。	1
④ さまざまな関係機関・団体と連携し、地域における支援のネットワーク作りに取り組んでいる。	1
⑤ 事業所が地域生活支援拠点を視野にいれ、積極的に体験利用や緊急時の受け入れを行なっている。	1

Ⅲ 支援体制を整えている	15
<ul style="list-style-type: none"> ① サービス提供に必要な人員を配置している。 ② 事業運営の理念・方針が設定され、職員間で遵守されている。 ③ 職員が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるような労働環境を整備している。 ④ 職員の知識・技術の向上のために、研修等の機会を確保している。 ⑤ 職員間の意思疎通、支援内容の共有等を行うための時間や機会を日常的に確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> 4 4 2 3 2
Ⅳ 権利擁護・虐待防止に取り組んでいる	17
<ul style="list-style-type: none"> ① 職員による利用者への暴言や差別等の不適切行為を防ぐため、支援者間で支援を振り返り、意識を高めている。 ② 職員による利用者への虐待行為を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている。 ③ 利用者からの苦情に対する「苦情解決体制」やマニュアルが整備されている。 ④ 虐待防止委員会の設置等、職員による虐待・差別行為の防止を徹底している。 ⑤ 個人情報の取り扱い、秘密保持に十分注意している。 	<ul style="list-style-type: none"> 2 4 3 4 4
Ⅴ 緊急時の対応のための備えができています	12
<ul style="list-style-type: none"> ① 「緊急時対応マニュアル」が策定されており、利用者の事故やケガ等が生じた際の対応を行っている。 ② 身体拘束について職員間で共有し、やむを得ず行う場合の対応についての記録や説明を十分に行っている。 ③ 防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定している。 ④ 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている。 ⑤ 安全確保のためのヒヤリハット事例集を作成し、職員間で共有している。 	<ul style="list-style-type: none"> 3 4 2 2 1

VI 業務改善の仕組みがある	18
① 業務改善を進めるために、PDCAサイクルに広く職員が参画している。	3
② 利用者の意見を把握するためのアンケート調査等を実施し、その結果を業務改善につなげている。	4
③ サービス提供時に得られた事柄を、マニュアルや手順書の見直しに反映させている。	3
④ この「自己点検チェックリスト」の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している。	4
⑤ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている。	4
VII アセスメントを適切に行っている	17
① 利用者の意思を尊重し、利用者一人ひとりのニーズや希望する生活等を、アセスメントを通して把握している。	4
② 利用者の理解度に合わせてアセスメントの趣旨と今後の手順を適切に説明し、丁寧な聞き取りを行っている。	3
③ 利用者の心身の状況や障害特性等を適切に把握している。	3
④ これまでの生活歴や支援経過も念頭において、聞き取りを行っている。	3
⑤ 利用者に関係する部署、機関、家族、ボランティアなどから情報を収集している。	4
VIII 個別支援計画に沿った支援を行っている	16
① 利用者一人ひとりのニーズや希望する生活等を実現するための支援を個別支援計画に記載している。	3
② 個別支援計画の内容は、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画の内容と連動している。	3
③ 目標、期間、支援内容が具体的であり、役割が明確になっている。	4
④ 個別支援計画作成の際にできるだけ利用者の言葉を用いて分かり易く表現している。	2
⑤ 個別支援計画の内容を支援者間で共有し、計画に沿った支援を行なっている。	4

IX 利用者の状況に応じた支援を行っている	17
① 利用者の心身の状況や障害特性等を把握し、一人ひとりに応じた適切な日常生活支援を提供している。	4
② 障害特性に応じて、居住空間など利用者が安心して過ごしやすい環境を整えている。	3
③ 支援内容の説明や情報の提供の際は、利用者の特性に配慮して、適切に行っている。	3
④ 利用者と常に意思疎通を図り、円滑なコミュニケーションがとれるよう努めている。	4
⑤ モニタリングを行い、利用者の状況や意向を確認し、それを反映した支援を随時行っている。	3
X 医療的支援・リハビリ等日常生活の支援を提供している	16
① 利用者の特性やニーズに応じて、喜びややりがいを感じられる日中プログラムを実践している。	3
② PT、OT、栄養士等の専門職による支援等も活用し、身体機能の維持・向上を保障している。	3
③ 主治医や看護師、地域の医療機関と密に連携し、医療的な支援を適切に行っている。	3
④ 日常生活上のバイタルチェックや服薬の管理、健康に関する相談等の支援を適宜行っている。	4
⑤ 利用者の日々の様子や行った支援を適切に記録し、支援の検証や改善につなげている。	3

自己点検チェックチャート（例：生活介護）

自己点検チェックチャート



- I. サービス提供方針を明確にしている
- II. 社会参加・地域連携に取り組んでいる
- III. 支援体制を整えている
- IV. 権利擁護・虐待防止に取り組んでいる
- V. 緊急時対応のための備えができています
- VI. 業務改善の仕組みがある
- VII. アセスメントを適切に行っている
- VIII. 個別支援計画に沿った支援を行っている
- IX. 利用者の状況に応じた支援を行っている
- X. 医療的支援・リハビリ等日常生活の支援を提供している

図2 自己点検チェックリスト案（生活介護）のシート（抜粋）

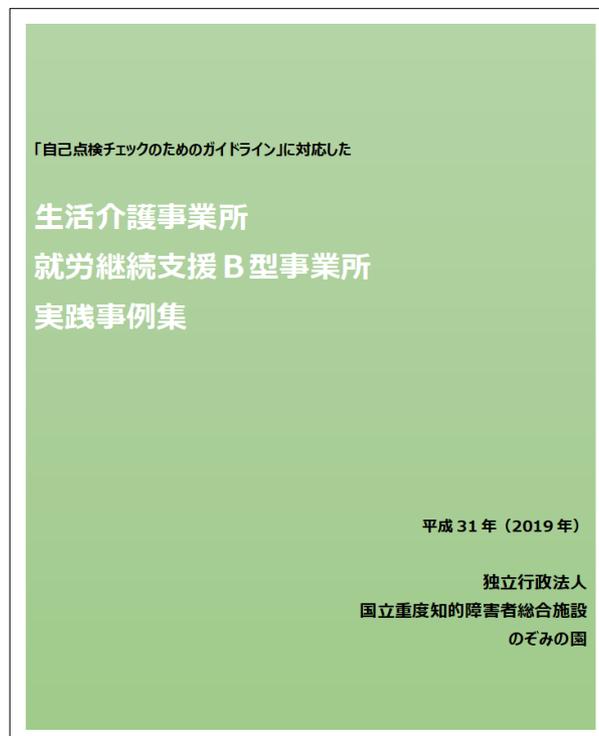
実践事例集

- ガイドラインに対応した好事例を収集した、就労B型、生活介護事業所における実践事例集とする。
- ヒアリング調査を行ったなかから25事業所を抽出し掲載。
- キーワードは、「社会参加の機会、地域とのつながりをどう保障しているか」「多様な人たちをどう支援しているか」

・総じて、どこの事業所でも直面しているような課題に対して、悩みながら知恵を出して工夫しているような事例を取り上げる。

・高齢化への対応や、医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害、難病、引きこもりなど、多様な背景のある利用者を支えている事例を取り上げる。

- 国立のぞみの園ホームページにて公表



事務連絡
令和元年7月16日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

生活介護事業所、就労継続支援B型事業所にかかる
「自己点検チェックのためのガイドライン案」「自己点検チェックリスト案」
「実践事例集」の公表について

日頃より障害保健福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論においては、次期報酬改定に向けてサービスの質の向上について、引き続き検討、検証を行うことが求められています。

今般、平成30年度厚生労働科学研究費補助金の「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」（別添概要参照）において、生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所における取組みを自ら振り返るためのツールとして、「自己点検チェックのためのガイドライン案」、「自己点検チェックリスト案」及び「実践事例集」を作成し、厚生労働省ホームページにて以下の通り公表しました。

これらのガイドライン、チェックリストと事例集を併せて活用することで、事業所内の取組みについての確認と情報共有を図り、サービスの質の向上につながることを期待するところですので、ご了知の上、管内市町村及び事業所等へ周知いただきますようお願いいたします。

○自己点検チェックのための生活介護事業ガイドライン案
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000527138.pdf>

○自己点検チェックのための就労継続支援B型事業ガイドライン案
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000527083.pdf>

○自己点検チェックリスト案

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shouga_ishahukushi/service/shuroou.html

○実践事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000527668.pdf>

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 井上 菊池

● 成果物

- ・自己点検チェックのためのガイドライン案
(生活介護、就労継続支援 B 型)
- ・事業所の取り組みを振り返るための自己点検チェックリスト案
- ・生活介護・就労継続支援 B 型事業所実践事例集

● 研究報告書 など



国立のぞみの園ホームページにて公表

<https://www.nozomi.go.jp>

調査・研究 ⇒ 調査研究報告・テキスト ⇒ 報告書